

國學院大學栃木短期大学における人を対象とする研究倫理の相談・通報窓口

國學院大學栃木短期大学では、人を対象とする研究倫理に関する相談・通報窓口を設置しています。相談・通報は、電子メールの送信、電話・ファクシミリ、書面の提出又は窓口における面談により受け付けています。

【相談・通報窓口】

國學院大學栃木短期大学 教務課（〒328-8588 栃木県栃木市平井町608）

電話：0282-22-5511(代表) ファクシミリ：0282-22-5743

電子メール：rinri@kokugakuintochigi.ac.jp

【受付時間】

8：30～16：30（土日、祝日を除く）

【対象となる研究】

國學院大學栃木短期大学における研究倫理委員会が審査する研究計画は、「國學院大學栃木短期大学における人を対象とする研究倫理指針」に定める「人を対象とする研究」に該当するものとします。「人を対象とする研究」とは、臨床・臨地人文社会科学の調査および実験を指し、個人または集団を対象に、その行動、心身もしくは環境等に関する情報を収集し、またはデータ等を採取する作業を含みます。なお申請にあたってご不明な点があれば、申請前に事務局にお問い合わせ下さい。

【通報の対象となる者】

國學院大學栃木短期大学に雇用されているすべての者、國學院大學栃木短期大学の施設・設備を利用して研究に携わる者。

【留意事項】

- ・ 通報された情報は、必要な調査を行うためだけに使用し、それ以外の目的に使用したり、公開したりすることはありません。また、通報者は、通報をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ・ 通報された情報に関し、より詳細な情報や調査の協力を求める場合があります。
- ・ 調査の結果、悪意（被通報者を陥れるため、もしくは被通報者が行う研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの損害を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう）に基づく通報を行ったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表、懲役処分、刑事告発その他必要な措置を講じることがあります。